

戸籍謄抄本等交付請求書（郵便請求用） 記載例

令和 年 月 日

① 必要なもの	全部事項証明（謄本）450 円× <u>1</u> 通 除 籍 謄 本 750 円× <u>1</u> 通 個人事項証明（抄本）450 円× <u> </u> 通 改製原戸籍謄本 750 円× <u> </u> 通 附票（全部・一部）300 円× <u> </u> 通 身 分 証 明 300 円× <u> </u> 通 ☐ 本籍と筆頭者 ☐ 在外選挙登録地（※附票に記載が必要な場合はチェックしてください。） 独 身 証 明 300 円× <u> </u> 通 その他（ ） <u> </u> 通
② 本 籍	（番地まで正確にお書きください。） 福岡県行橋市中央一丁目××番地
③ 筆頭者の氏名	行橋 太郎 生年月日（明・大・<u>昭</u>・平・令 33 年 3 月 3 日）
④ 必要な人の氏名	行橋 太郎 生年月日（明・大・<u>昭</u>・平・令 33 年 3 月 3 日）
⑤ 請 求 者	住所 <u>福岡県行橋市中央一丁目××番××号</u> 氏名 行橋 花子 ⑩ 電話番号（<u>0930-25-XXXX</u>） <u>昼間連絡のとれるところ</u> あなたから見てどなたの証明が必要ですか。 本人 ・ <u>夫</u> ・ 妻 ・ 子 ・ 父 ・ 母 ・ 祖父母 ・ 孫 その他の方（ ） ← <u>委任状</u>または<u>疎明資料</u>が必要になります。
⑥ 使 用 目 的	1. 戸籍届出 2. パスポート 3. 年金 <u>4. 相続</u>（どなたのどのような記載が必要か具体的にお書きください。） 行橋太郎の出生から死亡まで 5. その他 （⑤請求者欄で<u>その他の方</u>を選択した方は具体的にお書きください。） 提出先（ ）

<< 請求時に同封していただくもの >>

- ① この請求書（電話番号、請求内容などをもう一度ご確認ください。）
- ② 定額小為替（郵便局で手数料分を購入してください。）
- ③ 返信用封筒（あて先を書いて切手を貼ったもの。）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証などの写し。）
- ⑤ 請求者と必要な人との関係が行橋市の戸籍で確認できないときは、その関係がわかる書類（全部事項証明の写しなど）が必要になります。

疎明資料とは、本人以外の方が交付請求する場合の請求事由（発生原因・内容・理由）について客観的に確認することができる資料のことです。

◎ 親族等が請求する場合

○ 戸籍に関する証明の場合

（例 1）父または母の婚姻前の戸籍謄本等を請求する場合

婚姻前の除籍謄本等には請求者の名前が記載されていないため、請求者との親子関係がわかる戸籍謄本（原本が必要です。手続きが終わり次第速やかに返却いたします。以下同様です。）などが必要です。

（例 2）配偶者の婚姻前の戸籍謄本等を請求する場合

婚姻関係にあることがわかる、戸籍謄本などが必要です。

○ 住民票の写し（除票の写し）を請求する場合

（例 1）相続等により、別世帯の父または母の除票の写しを請求する場合

親子関係がわかる戸籍謄本などが必要です。

（例 2）相続等により、兄弟姉妹などの除票の写しを請求する場合

兄弟関係がわかる資料として、兄弟そろって父母の戸籍に入っていた当時の戸籍謄本などが必要です。

その他、遺産分割協議書など相続手続きがわかる資料がある場合はお示しください。

※（例 1）（例 2）共に未支給年金請求や保険金請求のために必要な場合、亡くなられた方と請求者氏名が明記された請求書などをお示しください。

◎ 法人等（会社、個人事業主等）が請求する場合

○ 住民票の写しや戸籍の附票の写しを請求する場合

（例）債権や債務があり、相手の所在が不明となっている場合

契約書の写し等当事者間の関係がわかる資料、転居先不明で戻っている郵便物等の写し

※ 戸籍の附票の写しは、本籍地・筆頭者が不明の場合は交付できません。

○ 戸籍に関する証明を請求する場合

（例）債権や債務がある相手方死亡につき、相続人を確定する場合

契約書の写し等当事者間の関係がわかる資料、請求理由を示す資料、死亡の事実がわかる資料